第百五十五条の八第一項第一号ロ中「租税特別措置法」の下に「第五十二条の三（準備金方式による特別償却）又は」を加え、同条第二項第二号イ中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第百五十五条の十一の二第二項中「）から」を「）である内国法人から」に改める。

第百五十五条の十三第二項第九号中「第六十八条の六十三第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第十号中「第四項」を「第五項」に改める。

第百五十五条の二十五中「百分の二十・七」を「百分の十六・三」に改め、同条第一号中「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「特別控除）若しくは」を「特別控除）、」に、「の規定により控除する」を「若しくは同法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（連結親法人が同法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する」に、「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第二号中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第百五十五条の二十七第二項中「所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（貸付金その他これに準ずるものの利子を含む。）」を「法第六十九条第四項第六号及び第八号（外国税額の控除）に掲げる国外源泉所得（「同法」を「所得税法」に改め、同条第三項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「約（以下この項及び次条第四項第三号」を「租税条約（以下この項及び同号」に、「締約者（以下この項及び次条第四項第三号」を「締約者(以下この項及び同号」に改め、同条第五項第一号中「第百四十二条の二第七項第一号及び第二号」を「第百四十二条の二第七項第一号、第二号及び第四号」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

五　我が国が租税条約を締結している条約相手国等において課される外国法人税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国法人税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額

第百五十五条の二十七の次に次の一条を加える。

（連結国外所得金額の計算）

第百五十五条の二十七の二　法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する政令で定める金額は、国外源泉所得（法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する国外源泉所得をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額に第一号に掲げる金額を加算して得た金額から第二号に掲げる金額を減算して得た金額とする。

一　連結法人の連結事業年度の期間を法第六十九条第一項の事業年度として当該事業年度の同項に規定する国外所得金額を計算するものとした場合に、第百四十一条の二第一項（国外所得金額の計算）の規定により、当該国外所得金額の計算上加算することとなる同項第一号に掲げる金額

二　連結法人の連結事業年度の期間を法第六十九条第一項の事業年度として当該事業年度の同項に規定する国外所得金額を計算するものとした場合に、第百四十一条の二第一項の規定により、当該国外所得金額の計算上減算することとなる同項第二号及び第三号に掲げる金額

2　第百四十一条の二第二項から第四項まで、第七項、第八項、第十三項及び第十四項の規定は、連結法人が前項の規定により法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額を計算する場合について準用する。この場合において、第百四十一条の二第七項中「第七十四条第一項（確定申告）」とあるのは「第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）」と、「中間申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、「第七十二条第一項各号」とあるのは「第八十一条の二十第一項各号」と、「第七十二条第一項に」とあるのは「第八十一条の二十第一項に」と、同条第八項中「第七十四条第一項」とあるのは「第八十一条の二十二第一項」と、「中間申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、「第七十二条第一項各号」とあるのは「第八十一条の二十第一項各号」と、「納税地」とあるのは「連結親法人の納税地」と、同条第十三項中「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

3　連結法人が法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該連結事業年度の同条第一項に規定する連結国外所得金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第百五十五条の二十八第一項中「その源泉が国外にあるものに対応するものとして」を削り、「第百五十五条の三十（連結控除限度個別帰属額の計算）」を「次条」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、同法第六十八条の十五第五項」に、「連結国外所得金額」を「調整連結国外所得金額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項に規定する当該連結事業年度の調整連結国外所得金額とは、当該連結事業年度の法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額から外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額を控除した金額をいう。ただし、当該金額が当該連結事業年度の連結所得金額の百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額とする。

第百五十五条の二十八第四項を削り、同条第五項中「第三項に規定する外国法人税」を「前項に規定する外国法人税」に改め、同項第一号中「前条第三項」を「第百五十五条の二十七第三項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」に改め、同項第二号中「国外事業所等を通じて行う事業」を「国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第百四十二条第六項及び第七項」を「第百四十二条第五項（控除限度額の計算）」に改め、同項を同条第五項とする。

第百五十五条の二十九を削る。

第百五十五条の三十第一号中「第百五十五条の二十八第三項（連結控除限度額の計算）」を「前条第一項」に、「連結国外所得金額」を「調整連結国外所得金額」に、「個別調整国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条第二号中「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条を第百五十五条の二十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方法人税控除限度個別帰属額）

第百五十五条の三十　法第八十一条の十五第二項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額は、地方法人税法施行令第三条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第百五十五条の三十二第六項及び第七項（個別繰越控除限度額等）において「地方法人税の控除限度個別帰属額」という。）とする。

第百五十五条の三十一中「第九条の七第四項」を「第九条の七第六項」に、「第四十八条の十三第五項」を「第四十八条の十三第七項」に改める。

第百五十五条の三十二第六項各号中「連結控除限度個別帰属額」の下に「及び地方法人税の控除限度個別帰属額及び地方法人税の個別控除限度額との」を「、地方法人税の控除限度個別帰属額及び地方法人税の個別控除限度額の」に改める。

第百五十五条の三十三第一項中「第四項まで」を「以下この項及び第三項」に改め、同条第四項中「又は同令第四十八条の十三第二項」の下に「（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「みなされる金額」の下に「（当該適用を受けることができる連結事業年度の前条第五項に規定する連結控除限度個別帰属額と第百五十五条の三十（地方法人税控除限度個別帰属額）に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額との合計額から当該適用を受けることができる連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額を控除した残額に相当する金額を除く。）」を加え、「（当該個別控除限度超過額のうちに第一項の規定により当該適用を受けることができる連結事業年度の国税の個別控除余裕額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。）」を削る。

第百五十五条の三十四第一項中「当該適格合併に係る被合併法人」の下に「である内国法人」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第二項中「）の分割等前三年内事業年度」を「）である内国法人の分割等前三年内事業年度」に改め、同条第三項中「係る被合併法人」の下に「である内国法人」を、「同条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項（外国税額の控除）を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に、「）の規定に」を「）（同法第七百三十四条第三項（都における普通税の特例）において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定に」に改め、「第六十九条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項」を加え、同条第四項中「係る分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第五項中「）の合併前三年内事業年度」を「）である内国法人の合併前三年内事業年度」に、「係る被合併法人等の」を「係る被合併法人等である内国法人の」に改め、同条第六項第一号中「係る分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、同号イ中「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同項第二号中「係る分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同号イ中「第百四十二条第三項」を「第百四十二条第一項」に、「国外所得金額」を「調整国